

# 第十三回 参議院通商産業委員会會議録第五十六号

昭和二十七年六月二十六日(木曜日)午後三時十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君  
理事 小林 英三君  
松本 昇君  
結城 安次君

### 委員

中川 以良君  
山本 米治君  
小林 孝平君  
島 清君  
境野 清雄君  
西田 隆男君  
三橋 八次郎君  
南 好雄君

### 委員外議員

### 衆議院議員

### 政府委員

公益事業委員会技術長 平井寛一郎君  
通商産業事務次官 本間 俊一君  
通商産業省通商機械局長 佐枝 新一君  
資源庁皮政局長 中島 征帆君  
資源庁開発局長 兼第一課長 大山 隆君  
兼第二課長

### 事務局側

常任委員 林 誠一君  
会専門員 山本友太郎君  
常任委員 小田橋貞寿君  
常任委員 小田橋貞寿君

### 説明員

公益事業委員会 市浦 繁君  
会開発課長 市浦 繁君  
労働省失業対策課長 渋谷 直蔵君  
建設省河川局 利水課技官 小林 泰君

本日の会議に付した事件

○特定中小企業の安定に関する臨時措置法案  
○航空機製造法案  
○臨時石炭銻害復旧法案  
○通商及び産業一般に関する調査の件(只見川及び琵琶湖電源開発に関する件)

○電源開発に関する請願(第一三二四号)(第一三二九号)

○電源開発に関する請願(第一三六六号)(第一三六七号)

○電源開発に関する請願(第一四四七号)(第一四六八号)

○電源開発に関する請願(第一五一一号)

○電源開発に関する請願(第一五四九号)(第一五五五号)

○電源開発に関する請願(第一六四七号)(第一六五四号)

○球磨川電源開発促進等に関する請願(第一四〇五号)

○電力有効利用北陸電解電炉工業負荷の季節的調整実施に関する請願(第一七号)

○屋内電気工事従事者の技能検定制度制定に関する請願(第二〇八八号)

○電源開発促進に関する陳情(第一八号)(第九五号)

○道南電源開発促進に関する陳情(第九六号)

○腋、面両河川の電源開発に関する陳情(第七六七号)

○電力不足対策に関する陳情(第六六号)

○動力増強総合対策に関する陳情(第一〇七号)

○本流案による只見川電源開発促進の請願(第一六号)

○電力危機打開に関する請願(第二一八号)

○只見川水系電源開発県営に関する請願(第一五三三号)

○只見川総合開発に関する請願(第二〇九号)

○只見川電源開発に関する請願(第二一〇号)

○大淀川第一、第二発電所復元に関する請願(第三〇五号)

○電力危機打開に関する請願(第四九二号)

○琵琶湖電源開発促進に関する請願(第八五二号)(第八九九号)(第九四一号)

○只見川電源開発に関する請願(第一二五二号)

○電気料金引上げ反対に関する請願(第一七〇六号)

○電気料金引上げ反対に関する請願(第一七三六号)(第一七三七号)

○かんがい排水用電気料金引上げ反対に関する請願(第一七三九号)

○電気料金引上げ反対に関する請願(第一八〇八号)(第一八五三三号)(第一八七二二号)

○水力電源地域の電気料金に関する請願(第一九一九号)

○電気料金引上げ反対に関する請願(第一九四二二号)

○只見川総合開発に関する請願(第二〇九〇号)

○琵琶湖電源開発促進に関する請願(第二四七二号)

○電気料金値上げ反対に関する請願(第一九七六号)

○小丸川水系川原、石河内第二発電所復元に関する請願(第一九二二二号)

○新増加受電の優先認可等に関する陳情(第二四九号)

○只見川電源開発促進等に関する陳情(第三二四号)

○電気事業の公納金制度存続に関する陳情(第九一三三号)

○電気事業の公納金制度存続に関する陳情(第九一八八号)

○電力事業再編成令改正に関する陳情(第九三九号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九四〇号)

○電気料金引上げ反対等に関する陳情(第九四一号)

○かんがい排水用電気料金引上げ反対に関する陳情(第九五三三号)

○電気料金の地域差是正等に関する陳情(第九五五号)

○かんがい排水用電気料金軽減等に関する陳情(第九六四号)(第九六八号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九六八号)

○電気料金の地域差撤廃に関する陳情(第九八一号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第九九五号)

○電気料金単価の合理化等に関する陳情(第九九六号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一〇〇三三号)

○只見川総合開発に関する陳情(第一〇二五号)

○只見川総合開発に関する陳情(第一〇四三三号)

○公益事業令の一部を改正する法律制定に関する陳情(第一〇六三三号)

○只見川総合開発に関する陳情(第一〇八一号)

○只見川総合開発に関する陳情(第一〇九号)

○電気料金引上げ反対に関する陳情(第一一一〇号)

○電力需給に関する陳情(第一一五二号)

○電気事業の復元に関する陳情(第一一六八号)

○公益事業委員会制度存続に関する陳情(第一二二九号)

○委員長(竹中七郎君) 只今から通商産業委員会を開会いたします。

先ず特定中小企業の安定に関する臨時措置法案を議題といたします。御質問を願います。

○小林孝平君 この業種を把握する際に、一貫作業をやつておるものはわかりませんが、例えばマツチ工業とか、そういうものは殆んど下請に出して、軸は軸、葉付けは葉付け、或いは箱を作る者は箱を作る者、それをまと

めて問屋がやるというような場合、その工場自体を把握することができないのじゃないかと思ふんです。そういう点はどういふふうになりますか。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。今御質問になりましたような、全然設備も何も持たずに、すべての製造部門を下請に出して、そうしてそれをただ寄せ集めてやるような場合、これは厳密な意味において工業者と云えるかどうか、実は非常に私疑問だと思ふます。ただそういう例は非常に少ないのでございまして、一貫作業はやつておるうちに或る部分のものをだけ自分でやつてはむしろ不利益だといふので、そういうものを下請に出して、そうしてそれを更に自分の製造過程に繰り込みまして、そうして製品を作るというのが非常に多いのでありまして、今お尋ねのマッチ工業におきましても全然、ただ全部下請に出して、それを集めましてやるというふうなのは殆んどないというふうに私たちが聞いておるのであります。そういうふうなものがないといたしまして、果してそれがいわゆるマッチの製造業者であるかどうかは、私はむしろ否定的に考えたいと思つております。

○小林孝平君 仮にそういう形態で、現在はありませんけれども、そういう形態であるということになつたら、この法律では把握することはできないといふことになつて、勝手に幾らでもやれるということになるわけですか。

○衆議院議員(南好雄君) 直ちにそういう結論にはならないと思ふのでありますが、今お尋ねのようなのは非常に零細企業の場合、非常に零細企業の場合において、果していろいろな点で把握

握することができるとかどうかというような御質問のように解釈いたしますならば、これは事実問題といたしまして把握しにくい点はあるのであります。大体一つのその同業種の組合を作らしてやりますから、やはり業者といたしましては、私は税金を納めるといふような場合と違ひまして、少くとも自分と同じ仕事をやつておる者といふことについては普通の人も適かたに多くのインテレストを持つておるのでありますので、絶対に把握できないといふようなことは私はないと思ふのであります。今までのように官庁が直接の統制をしておるような場合におきましては、なか／＼掴みにくいのでありますけれども、この法律のように先ず同業者が組合を作つて、その組合でいろいろのこをやつて、そうして力が及ばない場合において官が乗り出して行くといふ場合におきましては、今までのよりも適かに把握しやすい状態にあるのじゃないか、こういうふうな考えをしております。つと前におきましていろいろ種類の組合がやつておりました際に、殆んどこの実情把握には私たちが今考えている以上に正確なものを把握しておつたやに私たちがも見受けておりました、そういう経験も持つておるのであります、大体その業態の人たちが組合を作りますれば、ごまかして組合のいわゆる調整から逃れようとしたとしても、そのこと自身が自分たちの利害に關係して参りますので、大体そう長くはごまかし得られない、すぐに捕まつてしまふといふのが実情のように聞いております。

○小林孝平君 この法律が施行されま

して、操業短縮が強制されるということになりますと、これが悪用されまして、ここに挙げております中小企業関係の労働者の労働条件の引下げや、或いは賃金の引下げ、或いは首切り等に使われる虞れがあることを心配しておるのであります。そういう点について、どういふふうにお考えになつておりますかというところをお伺いいたしたい。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。その問題につきましては、しばしば衆議院の委員会におきましても幾たびも御質問いたしたのであります。大体この法律は労働者の立場を保護する法律の特別法規をなすのじやなくて、こういうことをすることにやつて間接的に却つて業態の安定をましまして、少くとも労働者にとつても非常に利益を与えるという意味合いにおいて、私たちは窮極の点におきましては労働者保護をなし得る、こういうふうな考えをしております。ただ二十九条のように、法律を以て生産調整をやるような場合におきまして、この経営者が法律に藉口いたしました、なすべからざる程度を超えた、いわゆる労働者の解雇というふうなことをするかも知れない、こういうような御質問のように御承知いたしましたのであります。そういう場合におきましても、如何なる場合におきましても、中小企業におきましては小林さんよく御存じの通り、大きな企業よりもつと労働者の關係が緊密であります。むしろ或る意味において封建的でも申されるかも知れませんが、非常に労働の間が緊密でありまして、結局中小企業におきましても最後はやはりその業態の安定とい

うことになりまので、そう神経質に労働者に対する解雇の行き過ぎといふことを御心配願わなくとも、相当程度十分にうまく行くのじやないか。この場合におきましてもその間に非常に心配いたしました、調整規定を実施する際におきましては、少くとも十五日くらいの余裕において労働者にもその調整計画の内容を熟知せしめるような規定もございまして、それからこの法律に申します生産調整をやりましても、大体この法律におきましても六ヶ月以上になるようなことは私はないと思ふのであります。若し操業をやる場合におきましては、優先雇用用の注意規定を設けてございまして、この種法律をいましては、労働問題に対しては特別にいろいろの便宜も図つて詳細な規定を設けてあるつもりであります。

○結城安次君 私は別にこの法案そのものの必要性については云々申し上げませんが、この別表といふところへ来て、これはさう／＼四つか、五つしかなくつたものが、あとからだんだん／＼くつて、たしか今十一か十二になつております。十二です。この十三から麻綱、その次にベニヤ合板、これは名前には私あとで申し上げますが、何か術語がありまして、それから清涼飲料水、油脂の製品、珪藻鉄器、これを追加して頂きたいという希望を申し上げますが、どうでございませう。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。この別表につきましては、御提案せられたときにおきましては、御承知の通り、この法律では第二条におきまして客観的事実と、それから国

会におきまする相当事実に対する認定がございまして、二条所定の条件を充足するもので、大体当時わかつておりましたのが五つか六つかあつたのでございまして、その後いろいろのものを、実施官庁であります通商産業省に依頼いたしました、漸次調べてみまして、私たちがこの法案を議決いたしました当時におきましては、大体二条所定の条件を充足するといふ確信を得ましたので、別表に挙げたような次第でございまして、従つて、繰返して申し上げますが、前回の委員会におきましても、決してこの法案はこの業種を制限するものではございませんので、二条所定の条件を充足してございまして、事実相当程度市場価格が暴落、そう早急に価格が回復できないといふような事実が認められますならば、この別表に掲げまして、業者の自主調整によつて救つてあげたほうが、むしろ提案者のほうでも非常に喜ばしい結果でございまして、決して制限する意思はございません。ただ非常に急いでおりますので、今ここで出ております業種に對しまして却つて非常に気の毒な結果になる、その点を心配いたしておるのであります、早急に所管官庁において二条所定の事実がありと認めておいて頂きますならば、国会においては業種指定の認定にやぶさかでないといふことを繰返して申し上げます。

○結城安次君 よく提案者の意思はわかりました。私どもとしても、第二条という定義があるのですから、この定義に合わないものを持出したところで

到底成立しないと思ひますので、調べきさして、これに合ふというように私どもの事務局では申しましたので、持出したのでありますから、役所といつか、当該官庁が調べてみて、これは合ふんといふのなら、第二条に適合しないならばいたしかたないことでもありますが、例えれば合板にいたしても、清涼飲料にいたしても、それ、合ふといふことを、合板については農林省関係の人が言つておりました。ただ法律的の第二条云々ということについて、これはいいだらうねと、これは合ふといふことを申しして持つて来たのでありますから、若し合ふんといふなら、これは役所同士でお話願つて、合ふんのならいたしかたありませんが、その点は合ふんといふ結論が出ればいたしかたありませんが、合ふんならば、この際一緒にやつてやらんと、いつあと追加できるかわからんで、できるだけ広く中小企業を拾つてやりたいという意味において、是非これをお取上げ願ひたいと思ひます。ほかにありません。

○委員長(竹中七郎君) ほかにありませんか……、ちよつと速記をとめて下さい。  
〔速記中止〕  
○委員長(竹中七郎君) 速記を始めます。それでは本法案は暫く預かりまして、次に航空機製造法案を議題といたします。御質問をお願いいたします。  
○中川以真君 ちよつと懇談をしたいのですが……。  
○委員長(竹中七郎君) 速記をとめて下さい。  
〔速記中止〕  
○委員長(竹中七郎君) 速記を始めます。それでは本法案は暫く預かりまして、次に航空機製造法案を議題といたします。御質問をお願いいたします。

○委員長(竹中七郎君) 速記を始めます。それでは本法案は暫く預かりまして、次に航空機製造法案を議題といたします。御質問をお願いいたします。

下さい。只今航空機製造法案に対して御質問はあまりないようでございますので、これはちよつと預かりまして、又元へ戻りまして中小企業に対する臨時措置法案、これを議題といたしまして小林君の御質問を続けます。  
○小林君に申上げます。労働者の職業安定局失業対策課長渡谷君、失業保険課長百田君二人が御出席になりましたから御質問願ひます。  
○小林君 此の法案は原案では労働者に対する何らの顧慮がなされておられなかつたのでありますけれども、衆議院で修正されました、第十七条、それから第二十三条が入りましたことによつて相当改善されたことは認めるのであります。併し十七条で操縦の予告がされますけれども、産産大臣が調定命令を出すときには予告期間の定めがないが、勧告及び命令にはその実施期日について、あらかじめ準備の時間的余裕を見ておられるのかどうかというところを、これは提案者にお伺ひいたします。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。二十九条の勧告乃至二十九条のいわゆる省令を以て生産調整をやるというふうな場合におきましては、これはいわゆる一種の中小企業における非常事態でございます。こういうふうな法律について労働者に対して予告をするという先例はないのでございませう。それでそういう意味におきましてこの際にごういふ時には、法律上はそういうふうな十九条のようなことはございませぬけれども、自分で生産調整をする際に十五日の予告期間を持つてありますから、官庁がやる場合であらうから、当然そういうふうな予

告のでき得ることを考慮しながら、勧告なり或いは省令を出すことと思ひますけれども、法律にはそういうことを規定してございませぬ。こういうふうなことをやる場合においては、まあ一方的にやつてやれんといふことはないものでございませぬが、立法例としてもないものでございませぬから、二十九条では予告期間をわざと設けてございませぬのです。  
○小林君 従来今の例ではそういうことはいかにもありませんけれども、こういうことではありますとどうしても法律にはつきりきまつておられないければ、突然労働者が明日から休業だといふことを事業主から言渡され非常に困るということになるのじやないかと思ひますが……。  
○衆議院議員(南好雄君) お答え申上げます。二十九条の勧告と申しましては、ここにございませぬように、全然組合のいわゆる自己生産調整と異つたものが出来るのじやないのでございませぬ。あくまで組合の自己生産調整を基礎にいたしまして、それを参酌して勧告するのでございませぬ。その組合の自己生産調整をやる際には十七条でございませぬか、十七条によりまして調整規程の実施期日の少くとも十五日前に予告してございませぬから、いわゆる労働者にとつて全然寝耳に水といふようなことは事実問題として私はないと考へます。

をオミットするといつたような規定はございませぬので、労働者の立場から申しまして、労働者にとりまして寝耳に水といふような事態は先ずなからうかといふふうに考へておられます。  
○小林君 これから今の点についてもお尋ねいたしますけれども、一体労働者はこの法律を十分御研究になつていたのかどうかという点をお伺ひいたします。どうも今の様子では、初めてこつ眺めたというふうな様子じやないか。答弁が直ちにできない。何か提案者から内容を聞いてお答えになつておるようになりますか……。  
○説明員(渡谷直蔵君) 労働者としては事前の十分の討議には参加しておられないようでございます。今日責任の局長が体の都合で休んでおりますので、私の点はつきり申上げかねるのであります。

○小林君 私はこの法律は労働者の労働条件並びにその後の失業問題について非常に重要な問題があるのに、その所管の局長はおられないけれども、恐らく責任の失業対策課長といふのはこういう問題を取扱われるかただと思ふのですが、少くも研究なさつておられんといふのは、非常に怠慢じやないかと思ふのです。先ほども質問したのでありますけれども、この法律によつては、これは雇用すれば労働者の首切り、賃金の値下げ等の問題が起きる可能性が非常にあります。どうしてこういう重要な問題を余り研究されておられないのか、大体どの程度の対策をやつておいでになるのかどうか、ちよつとお尋ねいたします。

○説明員(渡谷直蔵君) 労働者としては失業対策としては、先ず御承知の失

業保険の制度があるわけでございます。従ひましてこういう企業の場合によりまして離職いたしました場合にございましては、最長六か月間は失業保険金の支給によりまして一応最低の生活は保障されると、こういう建前になつておるわけでありませぬ。又その六か月間失業保険金の支給を受けておられます間にございまして、当然これは法律の規定によりまして安定所に出頭いたしました。失業の認定を受けて、そうして失業保険金の支給を受けるわけでございますので、その失業認定に出頭するたびごとに、その安定所におきましては、そのほかの一般の民間関係の就職先を極力見付けまして、そうしてその人に最も向くような職業を斡旋しておるわけでございます。それでもなお且つ就職ができない、而も失業保険金の支給期間も満了したといつたかたに對しましては、御承知の緊急失業対策法によりまして、現在年間七十六億の予算を以ちまして、失業対策事業を全国に実施いたしておるのでございませぬ。従ひまして失業保険金の満了前に民間の就業がない、そういう場合におきまして、この緊急失業対策事業の実施によりまして、その失業の期間中は最低の生活は保障される、こういう建前になつておるわけでございます。

○小林君 平君 この二十三条で、優先雇用を認めておるのはまあ非常にいいのですけれども、この休業期間中の生活保障はあるのですか、ないのですか。その点をお伺ひいたします。  
○衆議院議員(南好雄君) お答え申上げます。先ほども小林さんにお答えいたしましたのですが、大体この法律は二年間の緊急立法でございませぬ。それ

は二年間の緊急立法でございませぬ。それ

で御承知の通り、相当長期に市場が悪くて簡単に直らんという様な場合にやるのではありませんが、この生産調整がもう一年も二年も続いてやつて行くという様なことは、我々は事実に想定しておらんのであります。従つて恐らく生産調整をやる期間といったしましては、二月、三月乃至四月が最長のものであると、こういうふうにか考えておられます。そういう様な場合には、いわゆる若し万が一そういう離職があつた様な場合におきましては、当然失業保険法の適用を受けて手当がもらえますし、それからその後において企業が再開せられる様な場合、これは全部休んでおるわけではなくて、全体の二割、三割が休む。多くても三割くらいが休むという事でございまして、大抵一割未満の労働者が離職するかも知れんという程度だけなんでありませう。そういう様な場合には、若し企業が再開せられる様な場合には二十三条によつて優先採用の途がある、こういうふうになつて行くのであります。この種の立法によりまして労働者を不当に困らせるといふことはないので、企業全体としての、いわゆる非常事態でありますから、その意味における労働者の一つの、何と申しますか、非常事態は労働立法によつて解決すべきものであつて、これを法律の中に特にそういうことを身がまえをしてやつて行くこと申しますことは、確かにこれは事をむずかしくする、こういうふうにか考へたものでは、我々の立場において考へられる最も厚き保護という意味で、二十三条とか、或いは審議会に労働者の代表を入れると、こういうやうなことで一応御納得を願つて来た

ような次第なんでありませう。  
**○小林孝平君** 今の御説明のうち、私はこの休業期間中のお答えがあつたのかどうかわかりませんが、休業期間中の賃金の補償については何かお考えがあるかどうか。  
**○衆議院議員(南好雄君)** お答え申し上げます。この法律によつて休業するとしような場合におきましては、実際それによる全額の賃金が払われるかどうか。私はやはりその企業体における労働者のいわゆる団体協約によつて来るものではないかと考へます。最悪の場合これが離職を招来いたしましたとしても、失業保険法の適用を受けて参ります。こう申上げたのであります。  
**○小林孝平君** 結論としては、それから結局休業期間中の賃金の補償については、何も考へておられないという事になるのでは、その失業した場合は、離職した場合はなんだけれども、離職でない場合は……。  
**○衆議院議員(南好雄君)** 先ほども御返事申上げたのですが、休んでおるが、全額の賃金を払うか、或いは半分に辛抱してもらうか、六割で辛抱してもらうか、或いは又一時はどういうふうにするか、それはそのときにおける労働者の団体交渉によつてきまつて行くのではないかと思ひます。  
**○説明員(渡谷直雄君)** 私労働基準法の所管ではございせんが、現行の労働基準法によりまして、そういう休業の場合には六割の休業手当が支給せられるというふうな事になつておるわけでございます。  
**○小林孝平君** 今の労働省の課長の御説明では、六割の賃金が支給されるといふことになつておるやうでござい

まが、提案者の説明では、出すか出さないか、全額やるかどのくらいやるかわからんというお話ですが、非常に大きい食い違いなんです、一体その点は……。  
**○衆議院議員(南好雄君)** 今の渡谷さんのお答えによりまして、少くとも六割は法律上の最低の、いわゆる休業中の賃金である。併し六割以上に出すか出さんかは個々の企業体における労働者の労働協約によつてきまる、こう申上げたのであります。併しこの法の上ではそれは、そういうことは特別に別段の規定はしておらん、こう申上げたのであります。  
**○委員(竹中七郎君)** それでは質問はありますか。  
**○委員(竹中七郎君)** 「ありません」と呼ぶ者あり。  
**○委員(竹中七郎君)** では又もとへ戻りまして、航空機製造法案を議題といたします。ちよつと速記をとめて下さい。  
**〔速記中止〕**  
**○委員(竹中七郎君)** 速記を始めます。御質問がありますか。  
**○中川以真君** 先ず第一に私は伺いたいのは、先般航空法が衆議院で以て修正をされて通過したのであります。これは運輸委員会にかつた問題でありませうが、この航空機製造法と、これは密接不可分の関係にございませう。そこでその修正された点につきまして一応政府側の御説明を頂きたいと思ひます。  
**○政府委員(本間俊一君)** お答えを申上げたいと思ひます。御指摘のありましたように、両法案は密接不可分の関係にございまして、閣議でも御承知の

係にございまして、閣議でも御承知のやうな経過があつたのでございませうが、航空機を製造いたします業界のかたが、二つの役所の監督を受けまして、双方から検査官が行くというやうな事になりませうれば、大変迷惑をするという考へから、安全性の検査は一応運輸大臣の所管でございませうけれども、その製造過程については検査をいたします場合には、運輸省の人間を使つてやると、こういう趣旨で閣議が決定をいたしました。両法案ができておつたわけでございます。ところがいろいろな経過がございまして、結局かような法案の体裁というやうな関係から、運輸委員会のほうで修正をされたわけでございますが、併しその修正をいたしました趣旨は、飽くまでも閣議の決定通りには實際にはやらない、こういう考へ方で修正に同意をいたしておりますので、自由党の総務会におきましてもその旨を明確に確認をいたしております。それから自由党のほうから内閣のほうへもその旨の自由党の決定が通過をされておりました。従つて御指摘のやうな航空法の修正は、先ほど申し上げました一つの役所の人でございませうが、実際の運営に当りましては、先ほど申し上げました御迷惑をかけないで、行かうという趣旨は尊重せられておるわけでございますので、その通り実施になるものと確信をいたしておるやうな次第でございます。  
**○中川以真君** 私も今政務次官の御答弁にございまして、航空機といふものは非常に高度の水準にあるもの

でございまして、資材の面或いは設備、技術の面等におきまして、これは当然しつかりした監督が必要でございませうが、これが二重行政になるとか、或いは三重になるとか、いろいろな事になります。これらが発展をいたしまする我が国の航空機製造上において非常に大きな影響を及ぼすと思ひます。特にこの点が考慮をされまして、四月の二十六日の閣議で以て、特に明確にこれらの点が決定をいたされまして、実質においては運輸省の一元化のいわゆる監督行政をすることにいたしましたのであります。そういうところが航空機法におきましても余文にはつきり護られておつた。それが今回衆議院において修正された。それが今法文上に体裁の上からいたしまして取除かれて修正されたといふことは、私は非常に不安に思ふのであります。この点今の御説明によりまして、その後閣議決定通りにやるといふことが両省の間において十分に確約ができておる。更に自由党の総務会においても、これらの点を取り上げて再確認をしておるという事でございませうが、それは間違いございませんか。ややともするとはどうも牢固として抜くべからざるものがあるのではございませう。こういうやうな事によつて業界が妨げられるやうなことがあると思ひます。非常に遺憾でありますので、この点も一層私は不安を感じますので、はつきりした御答弁をお願いしたいのであります。  
**○政府委員(本間俊一君)** お答えをしたいと思います。御心配の点は御尤もであるやうな私どもも考へておるわけでありませう。従いまして両省の間で公

文を交換いたしましたのはつきりきめる  
というところまでは行っておりません  
が、先ほど申し上げました通り総務会に  
おきまして決定をいたしました、その  
旨を内閣のほうにも通達をいたしてお  
るわけでございます。御指摘のよ  
うに四月二十六日の閣議の裁定が明確  
にきまつておられるわけでございませ  
ん、それを信用いたすよりほかに途は  
ないものと考えております。従いまし  
て私どもも御趣旨の点は十分尊重をい  
たしまして、閣議で一度きまつたこと  
でございまして、閣議できまりま  
した線を強く推し進めまして、御心配  
のような弊害を最小限度にして行きた  
い、こういう熱意を持つておられるわけ  
でございます。

○中川以夏君 従来の例から見ます  
と、どうもこういうものをきめる最初  
においてはつきりした何と申します  
か、公文の取り交しと申しますか、覚  
書と申しますか、確定の事項に対す  
るところの厳たる確認ができていない  
ために、往々にして時を経るとこれが  
禍根になつて禍を招くということが  
多いのでございまして。たとえて申し  
ますならば、通産省と農林省の間、或  
いは運輸省の間にはいろいろ問題があ  
りました。肥料の問題においても然  
り、又過般私も安定本部におりました  
ときに、にがに経験をしておりませ  
んが、タイヤの問題にしまして、随分  
深刻なる紛争が通産、運輸の間にあつ  
たのであります。こういう点を考えま  
すと折角今戦後において航空機製造法  
が先足をいたしますこの機会におい  
て、もつとつきりかると、やはり西大臣  
の間において取りきめをして頂きた  
い。幸い西大臣は録風会からの御出身

でありますので、通産大臣は今日お  
いでになりませんが、通産大臣はもう少  
し村上運輸大臣と取りきめをなさつ  
て、しつかりとした証拠を残すとい  
うことまでしなければならぬと思いま  
すので、今日不幸にして大臣はおい  
になりませんが、政務次官から委員会  
においてこの空気をお伝え頂きまし  
て、是非一つ御善処を願いたいと思  
ひます。これができないようであ  
りますと私は不安でございませぬ  
ので、この法案を通しますについて委員  
会としては是非ともこういう面におけ  
る附帯決議を私は附する必要があると  
すら思つておるのでございませぬ。

○政府委員(本間俊一君) 大臣は、御  
承知であらうと思ひますが、只今衆議  
院の本会議で航空機製造法案と銚子の  
法案がかつておりますので、そちら  
のほうへ出ておられますので、こちら  
のほうへ見えておられますが、御趣旨の  
点はお伝えをいたしまして、できるだ  
けの努力をいたすつもりでございま  
す。

○中川以夏君 それから航空機工業は  
今後世界の水準までに日本の技術、或  
いは施設等が到達をいたしますること  
は非常に今後幾多の試験に会い、努力  
をしなければならぬと思ひますので、  
して、かように考へて参りますとき  
に、この航空機工業の製造に對しまし  
ては国としてまた単にこれを指導育  
成するといふだけの行政面の措置だけ  
でなく、資金的にこれを助成をいたす  
といふようなことも考へなければなら  
ぬと私は思ふのであります。かよう  
な点については通産当局はどうい  
うにお考えでございませうか。

○政府委員(本間俊一君) 御趣旨は全  
くその通りでございまして、私どもも  
航空機工業の性格にも鑑みまして、資  
金或いは技術研究その他に面におきま  
して育成の措置を講じなければならぬ  
と考へておる次第でございませぬ。た  
だ法案の審議の過程においても申し上げ  
たのであります。また実際に始つて  
おらない関係等もありまして、大蔵省  
のほうと話をつけることができなかった  
のでございませぬが、皆さまの御援助も  
得まして、御協力も得まして御趣旨に  
副うように善処をいたしたいと思ひま  
す。

○中川以夏君 今これに対する予算措  
置等がないようではございませぬが、近  
く補正予算等において通産省におい  
ては予算を獲得されまして、特に航空機  
生産に對しまして助成的措置を積極に  
お行いになるといふお考えが、今日確  
立をしておりますかどうですか。

○政府委員(本間俊一君) 御趣旨のよ  
うに考へておられますので、今後はあら  
ゆる機会を捉へまして努力をいたして  
参りたいといふふうにお考えをいたして  
ございませぬ。

○委員外議員(三橋八次郎君) 先般貴  
重な御時間をおさき頂きまして、いろ  
いろお尋ねした結果を農林委員会へ持  
つて参りました御相談申上げました結  
果、農林委員会の総意としてお手許ま  
でお届けしております文案がございま  
すのでございませぬ。一応読みまし  
ようか。

○委員外議員(三橋八次郎君) 朗読い  
たしまして説明に代えたいと思ひませ  
ぬ。

(1)農地及び農業用施設の復旧費  
等は、相当多額を要する。国  
及び地方公共団体からの補助  
金は、他の公共事業の例から  
見ても、一定の限度があるか  
ら、第五十一条の斂業権者の  
納付金をできる限り引上げな  
ければ十分な復旧工事が行わ  
れなくなる。原案の納付金の  
範囲では、福岡県等の実例に  
徴し十分であり、且つ今後  
なを物価は上昇すると考えら  
れるから、賃賃価格に対する  
倍数の最高限を六千倍に引き  
上げるよう修正されたい。

(2)第七十五条第一項によれば、  
農地又は農業用施設について  
生じた斂害は、復旧工事後  
後一定の時期に消滅したもの  
とみなすこととなつてい  
るが、かんがい排水施設を新設  
する復旧工事方式によつた場  
合には、工事竣功後その施設  
が永続して完全に維持管理さ  
れることを前提とするもの  
であるから、賠償義務者が免  
責されるためには、その維持  
管理の責任が果されることが  
完全に保証されるものでな  
ければならない。

○中川以夏君 それから航空機工業は  
今後世界の水準までに日本の技術、或  
いは施設等が到達をいたしますること  
は非常に今後幾多の試験に会い、努力  
をしなければならぬと思ひますので、  
して、かように考へて参りますとき  
に、この航空機工業の製造に對しまし  
ては国としてまた単にこれを指導育  
成するといふだけの行政面の措置だけ  
でなく、資金的にこれを助成をいたす  
といふようなことも考へなければなら  
ぬと私は思ふのであります。かよう  
な点については通産当局はどうい  
うにお考えでございませうか。

○政府委員(本間俊一君) 御趣旨は全  
くその通りでございまして、私どもも  
航空機工業の性格にも鑑みまして、資  
金或いは技術研究その他に面におきま  
して育成の措置を講じなければならぬ  
と考へておる次第でございませぬ。た  
だ法案の審議の過程においても申し上げ  
たのであります。また実際に始つて  
おらない関係等もありまして、大蔵省  
のほうと話をつけることができなかった  
のでございませぬが、皆さまの御援助も  
得まして、御協力も得まして御趣旨に  
副うように善処をいたしたいと思ひま  
す。

○中川以夏君 今これに対する予算措  
置等がないようではございませぬが、近  
く補正予算等において通産省におい  
ては予算を獲得されまして、特に航空機  
生産に對しまして助成的措置を積極に  
お行いになるといふお考えが、今日確  
立をしておりますかどうですか。

○委員外議員(三橋八次郎君) 朗読い  
たしまして説明に代えたいと思ひませ  
ぬ。

(1)農地及び農業用施設の復旧費  
等は、相当多額を要する。国  
及び地方公共団体からの補助  
金は、他の公共事業の例から  
見ても、一定の限度があるか  
ら、第五十一条の斂業権者の  
納付金をできる限り引上げな  
ければ十分な復旧工事が行わ  
れなくなる。原案の納付金の  
範囲では、福岡県等の実例に  
徴し十分であり、且つ今後  
なを物価は上昇すると考えら  
れるから、賃賃価格に対する  
倍数の最高限を六千倍に引き  
上げるよう修正されたい。

(2)第七十五条第一項によれば、  
農地又は農業用施設について  
生じた斂害は、復旧工事後  
後一定の時期に消滅したもの  
とみなすこととなつてい  
るが、かんがい排水施設を新設  
する復旧工事方式によつた場  
合には、工事竣功後その施設  
が永続して完全に維持管理さ  
れることを前提とするもの  
であるから、賠償義務者が免  
責されるためには、その維持  
管理の責任が果されることが  
完全に保証されるものでな  
ければならない。

○委員外議員(竹中七郎君) 先般貴  
重な御時間をおさき頂きまして、いろ  
いろお尋ねした結果を農林委員会へ持  
つて参りました御相談申上げました結  
果、農林委員会の総意としてお手許ま  
でお届けしております文案がございま  
すのでございませぬ。一応読みまし  
ようか。

○委員外議員(竹中七郎君) 朗読い  
たしまして説明に代えたいと思ひませ  
ぬ。

○委員外議員(竹中七郎君) 朗読い  
たしまして説明に代えたいと思ひませ  
ぬ。

○委員外議員(竹中七郎君) 朗読い  
たしまして説明に代えたいと思ひませ  
ぬ。

○委員外議員(竹中七郎君) 朗読い  
たしまして説明に代えたいと思ひませ  
ぬ。

○委員外議員(竹中七郎君) 朗読い  
たしまして説明に代えたいと思ひませ  
ぬ。

することとなり、維持管理の責任が結局被害農民に帰することとなるので、政府原案に復せられたい。

○新第七十九条の復旧不適地の打切補償が、農民の意志に反して行われる場合には、この法律は現状よりも農民を不利に陥れる虞れがある。故にこの打切りを行うのは真に止むを得ない場合に限定し、且つ農民の意見を聞く等慎重に行うよう取計らわれたい。

二、予算事項を次の通り処理すること。

本法による農地及び農業用施設の復旧費等の予算は、鉱害が石炭採掘の結果必然的に生ずるものであり、又この予算の額は、鉱業権者の納付金の額によつて左右されるものであるから、当然通商産業省が新規項目として別途に要求することとし、実施の際に農林省に移管すべきものであるから、この旨を明確ならしめること。

第五十一条第一項の「二千を下らず五千」を「三千を下らず六千」に改める。

第七十七条は衆議院の修正を再修正し、政府原案のようにする。

第七十九条第二項中、「当該復旧不適地の」の次に「所有者並にその不適地」を加える。

○委員長(竹中七郎君) 只今の申入れ

につきまして何か御質問ありませんか、速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(竹中七郎君) 速記を始め

○小林平君 只今の農林委員会から通産委員会に對して申入れをされました事項について先ずお尋ねいたしたます。この申入れの第二に「予算事項を次の通り処理すること」と、こういう項目がありまして「本法による農地及び農業用施設の復旧費等の予算は、鉱害が石炭採掘の結果必然的に生ずるものであり、又この予算の額は、鉱業権者の納付金の額によつて左右されるものであるから、当然通商産業省が新規項目として別途に要求することとし、実施の際に農林省に移管すべきものであるから、この旨を明確ならしめること。」、こういうふうな申入れがあつたのでありますけれども、今日は大蔵省はおいでにならんようですが、通産省はこの点はどういうふうにお考えになりますか、この前もちよつと話があつたようですが、どういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(中島征帆君) この点につきましては農林省と法案の打合せの上におきまして、こういうふうな趣旨の農林省からの希望がございました。我々といましては特別鉱害の場合もそうであります、大体この鉱害関係の公共事業の予算につきましては、通産省で各省と連絡を取つて可なり積極的に大蔵省に申入れをいたしておられます。従つて実質的に通産省がこのようにこの予算を担当するということにつきましてはは全然異議はございませんけれども、ただ予算の形式的な取扱い

方といたしまして、大蔵省その他の各省がこれに承知すればよろうということでも今申合せをしておるわけであり合せていたしておりませんけれども、これはやはり当然使はうほうの農林省から出すのが筋ではないかというふうな意見を持つておりましたが、この点につきましては、なお実際に予算を組みますときに、勿論原案は我々のほうで書きますけれども、形をどちらに整えるかということにつきまして折衝をいたしましたと思ひます。

○小林平君 今の御説明では、大蔵省は農林省が組むのが当然だと言つておられるようであります。この点は大事な問題でないようであります。けれども、農林省で組むということになると、私は結局この予算は取れない、或いは一般の農業関係の予算から出せようことになり、かつとも効果が上らんとし、一度大蔵省の責任者を呼んで頂きますて確めたいと思つたのですが、一つそういうふうな……

○委員長(竹中七郎君) 明日……

○小林平君 それから五十一條の問題に關連いたしました、この倍率「五千をこえない範囲内」という点でございますが、これは農林委員会から申入れがあつたのでありますけれども、私は実際この工事の例を考へて見ますと、この「二千を下らず五千をこえない範囲」というのはどうしても低いのではないかと、こういうことでやつておれば結局復旧面積が少くなる、条件のいいところだけしかやれないということに私はなつて来ると思つたのでありまして、そうなればこの第一條のこ

の法律の目的にも反しますので、どうしてもこれはこの倍率を「三千を下らず六千をこえない範囲」と、こういうふうな訂正する必要があるのではないかと思つたのであります。この点についてどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(中島征帆君) この納付金の額は復旧費の多寡によつてきまるのでなくして、費率にその田畑を受けている減収額を算定の基礎にするわけでありまして、減収分についての年々賠償を今支払つておられますが、それを一定の率で還元したものを納付金に取る、こういう考えをいたしておりました。復旧費とは別個の計算になるわけでありまして、その場合の計算のやり方、いろいろございますけれども、大体現在の金利その他の点を勘案いたしました。只今のところは四千倍以上にはそういうふうな趣旨から理論的にはならないような状況でございます。従つて物価等の変動があります場合には勿論上りますので少し多い目に五千という数字を出しております。現状といたしましてこれを六千まで上げなければならぬという理由はないものと思つております。なお下のほうにつきましては、仮に三千といたしますと、現在の試算によりますと山口地区或いは長崎地区等につきましては、三千以下の倍率で済むような計算になりますので、少し又高きに過ぎるといふ結果になりますので、原案のほうがいいのじやないかと思ひます。

○小林平君 只今の五千の算出の基礎をお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(中島征帆君) 現在例えば不毛地におきます賠償金額はどうなるか、これはその田が鉱害を受けない以前において、その田から得られた収獲というものをから出て来ます利益を算定いたしました、その予想利益等を金利等によつて還元いたしました。その利益の内訳はいろいろございまして、その方法によつて試算いたしますと、大体三千五百見当に平均してなる。従つてその上下に多少幅をつけてまして二千と五千といたしたわけでありまして、現在の一応の見当といたしましては三千五百、なおこの数字は今後十分に検討いたしまして最後の決定をいたしたいと思つております。

○小林平君 そうすると今の資料を印刷したものを頂きたいと思ひます。

○委員長(竹中七郎君) 臨時石炭鉱害復旧法案はこの程度にいたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に陳情、請願に移りたいと思ひます。電力関係陳情、請願の中で只見川と琵琶湖関係は利害が対立いたしておりますから、先ず政府側から各案の現状につきまして御説明を願ひたいと思ひます。先ず只見川につきまして公益事業委員会から御説明を願ひます。平井技術長。

○政府委員(平井重一君) 只見川の電源開発計画につきましては、電気事業委員会におきましては、昨年の八月米国の海外技術顧問団の技術者を招聘いたしました、その基礎調査を依頼したのであります。その結果去る五月の末に同調査団から技術調査に關する報告の提出がございました。

○委員長(竹中七郎君) 只今の報告書重要な参考資料といたしまして、その内容につきまして目下慎重に検討を加えておるのであります。

るが、同時に関係各方面の意見をも十分斟酌いたしまして、できるだけ速かに合理的な開発の方式を決定いたしました。目下善処中なのであります。この機会に、実際に調査団に依頼いたしましたものに、つぎましては、いわゆる本流案と申しますものと、それから分流通案と申しますものと、分流通案には二通りの案が出ておるのであります。それが、尾瀬の貯水池から利根川方面に分流するという構想も考えて、これを一括してその長所短所についての意見を徴したのであります。

で、OCIの報告書につぎましては、そのうちで特に最も問題になりまして、いわゆる本流案と分流通案との意見に分れておるのであります。この機会に本流案とはどういふことであるか、分流通案とはどういふことであるか、その特質につぎまして、目下手許にありますが、資料につぎまして、市浦開発課長から説明をお許し願いたいと思っております。

○説明員(市浦警署) 只見川に関する略図並びに簡単な表をお手許にお配りして、つぎに、これを御覧願います。この略図のほうを御覧願います。少し印刷が不明でわかりにくいのですが、これを御覧願いますと、一番左の上のほうに新潟と書いてございまして、この右のところに阿賀野川が流れておりますが、これがずつと鉄道線路に沿いまして上つております。既設の鹿瀬、豊実、山郷、新郷、新郷のほうは消えておられますけれども、これがガリ版の枠をはみ出しましてちよつとわかりにくいような気がいたします。又元へ戻りまして、左のほうへ戻つて柳津、宮下、ここを通つて西北のほうへ上つて参ります。

この図表でだん／＼下のほうを御覧願いますと、一番下に尾瀬原という所がございまして、このすぐ右に小さく果境に丸くなつておりましたのが尾瀬沼でございます。この尾瀬沼が只見川の水源地になつておりました。結局尾瀬沼から尾瀬原を通つて北上し、中流部でや東にそれまして、若松の附近から西のほうへ曲りまして、この曲つたところで猪苗代湖から出ます日橋川と合流して、新潟のすぐ北のところで日本海へ流れておりました。これが有名な只見川阿賀野川水系、只見川といふ川との合流する合流点から上流を只見川と言つておりました。いわゆる本流案、分流通案といふものにつぎまして、この地図の真中より少し下のほうを御覧願いますと、奥只見という発電所のAがございまして、貯水池がありまして大鳥、大津、岐との間に奥只見という地点がございまして、この奥只見の貯水池の左側のところから点線と実線との並んだ線が引かれておりました。湯ノ谷第一、湯ノ谷第二、更に鉄道線路を横断しまして、湯ノ谷第三、更に妙見、四つの発電所を奥只見の貯水池から分流通案として、只見川本流から分けて、信濃川の流域のほうへ流すというのがこの分流通案でございます。本流は全部階段式にダムを作つて開発するのが本流案。それからこの奥只見から分水しまして湯ノ谷第一、第二、第三及び妙見、四つの発電所を開発するのが分流通案でございます。これは従来分流通案につぎましては福島県案或いは旧日発案或いは東北電力案という場合に、各種の案がございまして、特にならぬはございせん。本

流案につぎましては、先ほど技術長からお話がございましたが、二つありまして、大きな流れが一つはここに載つておりますB2、印刷物の一番上のごとくに三つ分類がありまして、一等上に既設地点、真中がA案、その次がB2案、それからもう一つは奥只見の次の大鳥、それから前沢という地点がございまして、それからその次に田子倉といふところがありまして、その田子倉の水を更に分水しまして破間川、湯ノ谷第三発電所のところに流れ込んでおります破れる間の川、これは破間川と言いますけれども、破間川のほうへ田子倉のダムから分水しまして、奥只見と田子倉と両方から分水する案がございまして、これは新潟県のほうで提案されたものであります。二つの案がございまして、OCIの調査の結果、この本流案と分流通案とを整理しまして、本流案としてはOCIとしてはどういふふう考へる、本流案としてはこの案によつてもよろしいという最後の案に二つの案を整理しまして比較しておりますが、この整理されたものはこの印刷物に載せられてございまして、即ち二箇所から分水する新潟県案は、これはいろいろの理由で余りよくないといふことと、分流通案ならば一カ所から分水するB2案というのがよろしいといふふう意見を出しております。これら二枚の表がございまして、これはOCIの報告書に出ておるようでございますけれども、これで大体A案並びにB2案の内容がおわかりになると思ひます。A案では、出力合計がこの表の初めから六行目にございまして、出力最大最終MWという表がございまして、

一番下の計を御覧願いますと、千九百三十万キロワットであります。それから年平均の出力が七十七万二千キロワットになつておりました。それから最後から四行目に年平均出力量キロメガワット・アワーで普通言つておりましたが、これをキロワット・アワーに直しますと、六十七億四千六百万キロワット・アワー、その一つ前に工事費が書いてございまして、一千七百七億三千二百万円、これはA案による全工事費であります。その次のページのB2案のところを御覧になりますと、同じ表で最大出力が百九十四万キロとなつておりました。年平均の出力八十万九千五百キロ、それから最後から五行目を御覧になりますと、工事費が千四百六十二億六千四百万円、平均電力量が、これはミズプリントで落ちておりますが、ちよつとあとで調べますが、今少しはちよつと多くなつておりました。それから年平均負荷率が四一・七％という工合で、分流通案のほうが少し出力が殖えております。で、その殖えました理由は、分流通案の際に別な流域に変わつて行きますので、そのためにこの流域に水が加わりまして、そのためにこのキロワット・アワーが殖えるのであると言つておりました。この分流通案の特徴と申しますと、一言にして申しますと、奥只見の貯水池の標高が約七百五十メートルございまして、これから四十一キロメートルぐらゐのトンネルで、割合短い距離で妙見の信濃川の非常に低い所まで、数十メートルの標高の所まで落差が取れる、そういうことになつておりました。

それから本流案の特徴としましては階段状になつておりましたので、開発する場合に下流へ順序を迫つてできるというよりなこと、それから電力の将来発電所ができた場合の調整関係、貯水池と調整池との相互運転が非常に容易に行く、既設の発電所との関係が、既設に対する影響が割合に少ないというふうな問題がございまして、これの細かい問題につぎましては、報告書のほうに詳しく譲つてありますので、ここでは省略させて頂きますけれども、要するに分流通案、本流案と申しますものは、奥只見から信濃川のほうへ水を分けまして行くのが……、分流通案は只見川、阿賀野川の水系だけの水域を開発するのが本流案という工合でござい

ます。

なお只見川の支流に伊南川という川が、この地図の真中附近からちよつと右寄りに伊南川という川がございまして、この上にも内川という貯水池がございまして、これにつぎましては本流案、分流通案の関係は特にならぬと思ひます。それから尾瀬原から利根川のほうへ分流通案の関係は、これも特に本流案、分流通案との関係は、これは尾瀬原から利根川との関係にならぬと思ひます。OCIの意見としては、将来利根川の流域から水をポンプで汲み上げて、これを湯水期、或いは尖頭負荷時に流しまして、いわゆる揚水式ができればこれはやつてもよろしい、併しこれは一応直接本流案、分流通案との優劣の関係には入つていないといふことを言つておりました。大体本流案、分流通案の関係の御説明はこのくらいにいたします。

○豊野清雄君 一つ質問したい点があるのですが、一番終りの利根川の水を

○豊野清雄君 一つ質問したい点があるのですが、一番終りの利根川の水を

○豊野清雄君 一つ質問したい点があるのですが、一番終りの利根川の水を

○豊野清雄君 一つ質問したい点があるのですが、一番終りの利根川の水を

○豊野清雄君 一つ質問したい点があるのですが、一番終りの利根川の水を

○豊野清雄君 一つ質問したい点があるのですが、一番終りの利根川の水を

ポンプで揚げてそれを只見川のほうに流すというのですか。

○説明員(市澤憲吉) これは大分前から東京電燈におきまして、昔からそういう計画がありまして、この問題につきましては、この資料として出してあります。O.C.I.のほうへ、これについては尾瀬原のダムが将来高くでき、これは地質関係の問題がありまして今すぐこれを高くするという事は、非常にむずかしいという意見は出ておりますが、取敢えず四十メートルぐらいのダムを造りまして水を貯めて見る、それでここにあります開発をするのです。その結果漏水等がなくて、更に高上げができるという場合には嵩上げをしまして、余剰電力を利用して利根川の水を汲み上げ、それを又利根川のほうに戻す案でございます。ですから直接只見川には影響はないのであります。一時この尾瀬原の貯水地を利根川の流域が貸してもよろう、こういう考えであります。

○境野清雄君 わかりました。聞きようによつては重大問題だと思つたので……

○説明員(小林泰君) 琵琶湖の総合開発につきまして現在までの経過を御説明申し上げます。琵琶湖の総合開発につきましては、電力問題、灌漑問題、水道の問題、治水の問題、そういういろいろな多くの目的を含んでおりまして、この総合開発は近畿地方から相当強い要望が出ておるわけでございます。ところがこの開発方式につきまして、御承知のように滋賀県案、地建案、関西電力案の三つの開発方式の案が提出されました。建設省といたしましてはこの三案につきまして慎重審議を重ねる目的を以ちまして、鈴木農学博士はか五名のかたに、専門的に御検討を頂くために特別な審議会を設けまして、この問題につきまして本年二月以來検討を進めておつたわけでございまして、本年三月十三日にこれらの委員の意見書が建設大臣宛て提出をされました。今後相当検討を要する事項が明らかになつたわけでありまして、その多数意見として出ております大綱は、それぞれ案につきまして基準を一定にいたしました経済的な比較をいたしたわけでありまして、その結果、「各案とも発電原価が高く、このままでは早期着工は困難と考えられる、従つて今後更に湖の利用水深、補償問題、下流への放流量、最大使用水量、逆調整池問題等を再検討して、現在及び将来の電力事情に適應する経済的且つ効果的な開発計画を立案すべきである。」という意見が提出されたわけであります。その他少数意見としては、具体的に技術的には地建案が最もよいという少数意見も出ておりますし、この開発は多少コストが高くて早急にやるべきであるというような意見も少数意見として出ておるわけであります。この開発方式につきましては、そういういろいろな委員のかたの意見を参考にいたしました。建設省といたしましてはなお相当慎重に調査を要することを認めまして、本年度公共事業費のうちより調査費を計上いたしまして、引続き調査を進めておるわけであります。その他滋賀県、関西電力におきましてもそれぞれ調査費を計上いたしました。その間に連絡を取りまして完全な調査の完成に努力しておるわけであります。今後問題になります点は、こ

れらの意見書に基きましたポイントのほかに、なおこの総合開発事業の経済効果の検討を更に進めまして、費用の配分について公共事業のほうからどれほどの援助ができるかとか、或いは水道関係として或いは工業用水関係としてどのような費用の負担が可能であるかというような問題につきましても、更に検討を要すると存じておるわけでありまして、なお本年度には流量、地質等につきまして更に詳細な調査が行われる予定になつておるわけであります。個々の計画につきましてはここに因面を張つてございまして、この左のほうの縦断図を御覧頂きますと大体の計画の概要がわかるわけであります。現在ここに南郷の洗堰という堰がございまして、これによりまして琵琶湖の水位を調節しておるわけであります。それから南郷の洗堰から水路によつて宇治に三万二千キロの宇治発電所というのが既設できておりました。それからここに志津川堰堤というダムがございまして、これから志津川発電所というのが三万二千キロ。それから大峯発電所というのが八千キロあるわけであります。合せて七万二千キロの既設の発電所がここにあります。平面で申しますと、これが琵琶湖でありまして、ここに南郷の洗堰、宇治の発電所がこれ、大峯の発電所がここからダムで堰止まされてここへ落ちておるといふのが現状でございます。それで、只今申上げました三つの案と申しますのは、この区間に遊んでおる落差を利用するための開発計画と、この既設の発電所を潰しまして新しい発電所に置き換えて行くという案と、二つに大別できるわけであります。それで、この

既設の発電所を潰して行く案が地建案、近畿地方建設局で立案いたしました。地建案でありまして、ここに約七千五メートルのダムを作りまして、琵琶湖の水位をここまで下つと持つて来まして、ここで一気に二十万キロの発電力を行うという案であります。それから滋賀県案は、ここに鹿跳というところをダムを作りまして、それから外畑というところまで水路で持つて来まして、ここで発電をする、それから大峯の発電所を増強しますと同時に、下流に逆調整の低いダムを作りましてそこで又発電をするという案であります。つまり三段にこれを開発する案。それから関西電力案は、外畑にダムを作りまして、それから志津川のダムにもう一本隧道を堀りまして新志津川という発電所を作つて二段で行くという案であります。滋賀県はその後の三段式が相当費用がかかつて不経済であるというふうな点から、再検討いたしました。この案と志津川のダムから新志津川を作る案を修正案として出しておるわけであります。それ、特徴が大石村という部落がありまして、この水没を極力避けるというのが滋賀案でありまして、この区間は貯水から避けております。ほかの案はその大石村を含んでの満水を考えた案になつております。この満水によつて約二百三十五戸ばかりの民家が水没するわけであります。滋賀県としてはこの水没について相当これを極力避けるような案に持つて行つておるわけであります。以上簡単でございますが、計画の概要並びに経過を御説明申上げた次第であります。

○委員長(竹中七郎君) 発電能力は、三案の比較はどうですか。  
○説明員(小林泰君) 地建案は一段であります。総出力十九万三千三百キロ、年間増加出力が二億三千九百万キロワット・アワー、関西電力案は全出力が既設を合せまして七億七千万一千一百キロワット・アワー、それから滋賀県の三段式の案が十八万四千キロで増加出力が一億七千万キロワット・アワーであります。それから滋賀県が修正案として出しました二段式のものも十七万二千六百キロ、増加が一億八千万八百万キロワット・アワーであります。それで、一段式の地建案の一千九百二十、アワー当りの工費は四十二円十二銭、関西電力案は三十七円六銭、滋賀県の三段式が四十八円七十九銭、二段式が三十九円十六銭と相成つております。  
○委員長(竹中七郎君) 御質問ありませんか。

○委員長(竹中七郎君) それでは諸願から始めたいと思つた。諸願第十六号から一千九百九号まで、これを諸願いたさせます。  
○専門員(林誠一君) 只今の一番からガリ版刷の整理番号九番までの九件のうちで、最初の三つは大体本流案による開発の諸願でございます。いや、最初の二つです、諸願の十六号と諸願の千二百五十一号、その二件が本流案で特に推進してくれたいという諸願でございます。それから三つ目の諸願の三百十四号、これはやはり只見川の開発を推進してくれたいということが本流案によるものを指しておりますが、それと多少違ひますのは、只見川から発生す



る電力を東北地方に優先的に配分してくれという要望がしております。それから請願の二百九号以下整理番号の九番まで、いずれも殆んど同じようなものでございまして、新潟県の中魚沼郡とか東頸城郡、中頸城郡、西頸城郡、新潟市長あたりから出しておられまして、只見川を早急に開発してくれ、その方法は技術的に経済的に最も優れた流域変更案によつてやつて頂きたいということ、両々おの／＼自分の方向の主張をしておられるわけです。

○委員長(竹中七郎君) 政府側の意見を。

○政府委員(平井寛一郎君) 只見川は日本に残された未開発の電源のうちでも最もまとまつて大きな電源であり、而も又その地点には他の河川の追従を許さない割合安くてできる有利な地点がございまして、又日本の今後の河川開発については只見川という地点の扱ひ方一つによつては、他の河川との相互の経済性において非常な違いがありますので、我々といつても政府側といつても、できるだけこの問題について早く開発の時期をきめたいと思つております。幸いに先ほど申し上げましたようにOCIのほうからも報告が参つておりますし、併しなからこれは一つ有力なる参考資料として、なお十分にこの内容を知り、各方面から検討を加え、同時に関係方面と十分意見の交換をいたしまして、できるだけ早く合理的開発方針を決定したいと思つております。

立しているわけです。

○島清君 新潟案と福島案と。...

○委員長(竹中七郎君) そりです。

○島清君 あれば電源開発促進法が仮に成立しますとどうなるんで、たかな。あれは今公益事業委員会の事務局長さんですか、大いに張り切つて何か開発するようなことを言つておられたのですか、あれが成立すると公益事業委員会のほうでやるのですか、それとも公社か何か知らんが、でき上つた会社でやるのですか、どうなんですか。

○専門員(林誠一君) 原案では調整審議会できめる建前を取つておられるわけです。

○島清君 いや、それは知つています。

○専門員(林誠一君) ですが内容的には...

○島清君 それは専門員からのほうなら知つておられるですよ。

○委員長(竹中七郎君) 如何取計らいますよ、保留か採択か。

○島清君 大体この只見川の問題は、今聞いたように本流案というものがあつて、本流案の問題も出てくるような形にあるものを、当委員会としてどちらを取り上げる、どちらを取り上げないか、むしろ只見川の問題と琵琶湖の問題は共に保留せざるを得ないのじやないかというふうには考えます。

○委員長(竹中七郎君) 只見川の問題は保留にいたしましたし御異議ありませんか。

○島清君 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) それでは保留に決定いたしました。

次に、琵琶湖の問題これも只今御説明にあつた問題でございしますが、これはどうですか。

○専門員(林誠一君) これもやはり対立した意見が出ておりました。最初の八百五十二号と申しますのは滋賀県の議会の議案から出しておられまして、琵琶湖を知る者は琵琶湖の沿岸に住んでいる人間が一番よく知つておられるので、従つて琵琶湖の計画については滋賀県民の了解するものでなければ行かないという意味で、滋賀県案であると同時に滋賀県でやらせてもらいたいという請願でございまして、それからあとの分は全部只今お話のありました地建案という大きなダムを造つて一段で開発するというほうの請願でございまして。

○島清君 この問題も今建設省のお話聞けば、これも三本あるというので、ここへは二本の請願が出ておりましたけれども、これも今の只見川と同じように、私の考えではどちらを採るとしようかなわけにも行かんじやないか、むしろこれも保留だろつというふうに思いますが、皆さんにお聞き願いたいと思つておられます。

○委員長(竹中七郎君) 保留いたしましたし御異議ありませんか。

○島清君 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 保留に決定いたします。

次に、請願第千三百十四号から千六百五十四号まで、これを説明させていただきます。

○専門員(林誠一君) この請願は全部同文でございまして、電源開発に対する基礎条件と言ひますか、そういうものを条件を示して、それによつて開発を促進してもらいたいという趣旨でございまして、その内容は、極く概略申し上げますと、先ず開発計画というものを利権目的にしてはいけない。或いは国民

民生活の向上に寄与するものでなければいけない、或いはベーパー・プランであつてはいけない、飽くまでも具體的でなければいけない。それからその次の項目にいたしましては、電気事業会社の線に沿つて実施してもらいたい。それから具體的の方針としまして、生産力増強の検討を十分にやつて、それとよく合つた開発計画を立ててもらいたい。開発の内容については、これはまあ皆さん意見の一致しているところですが、貯水池の建設ということに重点を置いてもらいたい。それから開発の事業形態としましては公の機関でやつてもらいたい。開発機関のほかに民主的な指導機関と監督機関とを設けて開発の進行を十分民意を反映するようない、又監督の行届くような形で進めてもらいたい。それから最後に資金計画といたしまして、国家資金の援助を要請しておりますが、大規模の開発のほかに、中小規模の開発についても非常に資金が逼迫しておるから、国家資金によつて資金の調整をして、開発のために電気料金に大きな影響を及ぼさないようにしてもらいたい。そういうふうな趣旨を述べました原則的な請願でございまして。

○政府委員(平井寛一郎君) これはよろしく皆さん御存じなので、特に申上げることもございませぬ。

○委員長(竹中七郎君) 如何取計らいますよ。

○島清君 「異議なし」と呼ぶ者あり

○島清君 異議なしだ、いいでしよう、今の問題は。

○委員長(竹中七郎君) 採択、いいですか。

○島清君 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 採択すること別に御異議ないものと認めて採択いたします。

次に、請願百五十三号を説明させます。

○専門員(林誠一君) これは綾川水系の電源開発を県営によつてやらせてもらいたいという趣旨でございまして、宮崎県の県議会の議長から出ております。まあ主な内容といたしましては、綾川と申しますのが、重点は結局総合開発であり、而も水害の非常に多い川であるから県でやりたい、而も県では前にもやつた経験があるという点が必要だと思つておられます。

○島清君 保留ですね、審議会のほうでもつてやつてもらおう。

○委員長(竹中七郎君) 保留に御異議ありませんか。

○島清君 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。

次に、連し番号二十七、説明を願います。

○専門員(林誠一君) この請願は九州の電力不足、且つ電力消費の非常に多い点を考えまして、緊急に電源開発の計画を立ててもらいたい、而も特に球磨川の電源開発を優先的に取上げてもらいたい、それと共に九州は石炭地帯でありますので、それと関連において産炭地の特性を活かすために大規模の火力発電所の建設も併せて考慮されたいという趣旨であります。

○島清君 これは採択して結構でしよう。原則論ですから。

○委員長(竹中七郎君) 採択、御異議ありませんか。

○島清君 「異議なし」と呼ぶ者あり



次に通し番号三十七電力需給関係、説明させます。

○専門員(林誠一君) 陳情千百五十一号、これは北海道及び東北七県の議長会議から出しておりますが、昨年の緊急停電で非常に東北地方が困りになつた点から要求しておりますが、電力の割当に当つては、豊水期に重点的に大口工場の調整を図ると共に、大中小工場、農事用、一般用等を平等に扱つてもらいたい、それから東北地方を関東と同様に配給をしてもらいたいという事であります。

○委員長(竹中七郎君) 採択してよろしくございませうか。

○結城安次君 保留だ。

○政府委員(平井寛一郎君) 再編成いたしました趣旨から申しますと、やはりその地区の供給力でその地区の需要を賄うというのが一つの線であつたのであります。併しながら、現実に電力の全体的に足りない際でありますから、地帯間融通等を相当強力で指示いたしまして調整を取つてはおりますが、完全に同じようにするというわけにはちよつと行かないかと思ひます。

○委員長(竹中七郎君) 保留いたしまして御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) それでは保留に決定しました。  
次に請願第十七号を説明させます。  
○専門員(林誠一君) これは北陸地方の電解電炉工業者からの請願でございます。電解電炉工業の特殊性から言ひまして、豊水期の指定電力で操業をやつておつたわけでありまして、その豊水期には電気をたくさん消費して、湯水期には作業を極端に圧縮して

調整を図つておるといふ特徴があるわけでありまして。その特徴を十分に活かせるようにしてもらいたいということでありまして。それによつて国全体としての電力を有効に使いたいという趣旨としてはよい趣旨だと思ひます。ただ電源帰属の問題も絡んで来る感れが多少ある点がちよつと懸念されます。それと電解電炉工業のようなものは、特に北陸地方が多いので、これはあの地方の特徴でございますが、そのほかの地区でもそういう主張が出ると、余剰電力の奪い合いになるといふ感れも多少あるわけでありまして。併し本筋としては尤もな要求であらうと思ひます。

○政府委員(平井寛一郎君) この点につきましても御請願の趣旨は我々も賛成いたしております。現にそういう趣旨で各地帯間乃至は各月々の電力の割当につきましても斟酌いたしております。又特に只今陳情のありましたような季節的な調整につきましても具体的な例も、そういう趣旨に副つて、現に関西と北陸の両電力会社に勧めまして、今年の二月関西から北陸に送る分を一千万キロワット・アワー減らしまして、その二月の減つた分を二千五百万キロワット・アワーの二倍半の電力にしまして、四、五、六の三か月間に関西から北陸に増加送電をいたしております。そういう点で現実に調整をいたしております。

○委員長(竹中七郎君) 採択に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 採択に決しました。  
次に通し番号三十九から四十三までを説明させます。

○専門員(林誠一君) 陳情の第九百三十九号電力事業再編成令の改正であります。これは北信地方の市議會議長から出しております。昨年の大湯水の経験から考えまして、各地区の電力需給の不均衡があるから、これを均衡するために現在の再編成をもう一ぺん再編成して、各地区の需給がバランスするようにしてもらいたいという再々編成論でございます。

○結城安次君 保留。

○委員長(竹中七郎君) それではこれは保留いたしました。それから公納金はわかつておるから、これは三件とも保留。

○専門員(林誠一君) それではその次の千二百二十九にいきなり飛びます。これは公益事業委員会の存置を要望しておるものであります。公益事業委員会というものは、長い間に互つて公益事業の発達と公共の利益とを図る使命を持つておるので、これは長い目では政治政策に支配されないようにするというのが公共のためになると考へるのであります。その職能が僅か一年の期間では十分に果たされたと思われなから、今回の廃止は当を得ない、存続をして頂きたいという趣旨であります。

○結城安次君 これは保留だ。

○委員長(竹中七郎君) 全部保留で御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) それでは保留に決定いたしました。  
次に通し番号四十七を説明させます。  
○専門員(林誠一君) これは北陸電気協会から来たものであります。内容は、最近屋内設備の事故、特に火災の事故が非常に増加しておりますが、その原因は、不良器具の使用も一つの原因ではあります。不良工事起因するところが多いと考えますので、放任を許されたい、ついでには工事人の技能認定制度を実施して、一日も早く実施できるように法的措置を講ぜられたいという請願であります。

○政府委員(平井寛一郎君) これは通産省のほうの所管事項でございます。

○委員長(竹中七郎君) これは採択に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) それでは採択に決定いたしました。  
次に四十八から五十一電気料金値上げ反対、これはどういたしますか。  
○政府委員(平井寛一郎君) 一括御説明申し上げます。この農事用の電力料金につきましては、従来とも供給規程の運用上、成るべく需用者の負担を軽減するように図つて来たのであります。今回の改訂供給規程におきましては、従来の取扱ひを規定いたしましたほか、更に農事用灌溉排水用について、その負担過大に鑑みまして、需用電力料金を一般電力料金の二割引とし、又需給調整規則の運用の面で追加支払で料金の支払がないように配慮いたしております。工事負担金及び料金の支払につきましても一般の需用と同様の取扱ひをすることにいたしております。

○結城安次君 今年の四月十五日に出ている。だから、この前だから、これは済んじやつただろう。保留。  
○委員長(竹中七郎君) 保留に異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 保留に決定いたしました。  
次に全部あと一括して通し番号五十二から五十五まで説明。  
○専門員(林誠一君) 最初の請願の千九百十九というものは高崎県から出ておりました。これは宮崎県が特に電源県であるという見地からいたしました。特別に料金を安くしてもらいたいという事を主張しているものであります。東北、北陸等は水力だけでやつておるから安いのだ、自分の県も水力だけでやつておるから安くするはずであるから、県だけは安くしてもらいたいという趣旨でございます。

それから次の陳情九百五十五号は、これは中国地方から出ておりました。料金値上は最小限にとどめてもらいたいというのと共に、地域差をなくせよと言つてないのでございまして、地域差は現在以上に増大しないようにしてもらいたいという事を言つております。それから第二点として、現在地方税の電気税は一部という事でございまして、電料金をそのものが地区によつて二倍、三倍に達しますから、それを一部では困る、一キロワット・アワーについて幾らという定額制に直してもらいたいというのが要求の趣旨であります。それからその次の陳情の九百八十一、これも中国地方から、山口県から出ておりますが、これはやはり水力調

整金制度を現在のままで活用して、現在以上に地域差が拡大しないようにしてくれということが第一点、それから第二点といたしまして、地帯間の融通電力を増して水力料金で融通をしてもらいたい、それによつて料金が下りますから、料金の地域差を現在以上に拡大しないようにしてくれということであります。ちよつと申し添えますが、先ほど結城先生からお話がありましたように、これはまあこの前の料金の改訂に間に合うようなつもりでお出しになつたのですが、国会に來ましてから委員会に來るまでに二週間ばかりかかりますので、その当時審査には間に合わなかつた分に全部なりません。

次の陳情九百九十六号、これは九州の八幡の市会議長から出ております。料金単価を合理化してもらいたい、それから地域差をこれは撤廃してもらいたいという意見を出しております。それと第三点は供給規程の改正をしてもらいたい、この三つを要求しております。

○結城安次君 地域差撤廃は保留だな。  
○委員長(竹中七郎君) 五十二、五十三、五十四は保留。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) それから単価の合理化、全部保留いたしまして御異議はございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(竹中七郎君) さよう決定いたします。

次に、あと五十六から全部引上げ反対でございます。これも全部が丁度時間ズレがありますので、保留に決定いたします。御異議ありませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 本日はこの程度で散会いたします。  
午後六時八分散会

六月二十六日本委員会に左の事件を付託された

- 一、臨時石炭鉱害復旧法案(予備審査のための付託は四月九日)
- 一、航空機製造法案(予備審査のための付託は五月十日)

第五十五号正誤

頁	行	誤	正
一三	一七	○中小企業 資金融通法 制定促進に 関する陳情	○中小企業 資金融通法 制定促進に 関する請願